

公益財団法人京都府スポーツ協会表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、個人又は団体（以下「者」という。）であって、公益財団法人京都府スポーツ協定会款第2章第4条の事業達成について顕著な功績のあったものを表彰するために必要な事項を定めるものとする。

(表彰を受ける者)

第2条 この規程による表彰は、次のいずれかに該当する者を対象とする。

- (1) 本会及びスポーツ少年団並びに加盟団体の発展に貢献し、功績の顕著である者
- (2) 本府に在住、在勤、在学していた者で、特に功績の顕著である者
- (3) 本府スポーツの発展に貢献し、会長が特に認める者

(表彰の区分)

第3条 表彰の区分については、次の各号に定めるところによる。

(1) 功労者の部

ア 三色旗功労賞

功労賞候補者及び本府スポーツの振興に特に顕著な功績を残した者のうちから選考委員会において推挙した者で会長が認める者

イ 功労賞

永年にわたり本会及び加盟団体において組織運営、選手育成及びスポーツ医・科学の分野で、本府スポーツの発展に功績のあった者

ウ 有功賞

永年にわたり審判、競技会運営、指導活動、府民スポーツ振興等の業務に尽力し、本府スポーツの発展に功績のあった者

(2) 優秀選手の部

ア 三色旗優秀選手賞

優秀選手賞候補者のうちから選考委員会において推挙した者で会長が認める者

イ 優秀選手賞

前年度における権威ある国際的大会又は全国的大会で優秀な成績を収めた者（代表チームの構成員を含む。）

ウ 優秀競技団体賞

前年度における国民スポーツ大会の男女総合成績が優秀であった競技団体

エ 敢闘賞

前年度における権威ある年齢別等の国際的大会又は全国的大会で優秀な成績を収めた者（代表チームの構成員を含む。）

オ 奨励賞

京都府民総合体育大会で永年にわたり模範となる活躍をした者

(被表彰者の決定)

第4条 被表彰者は、本会各委員会委員長、スポーツ少年団本部長及び加盟団体長が推薦した候補者のうちから選考委員会の議を経て会長が決定する。

(表彰の方法)

第5条 表彰は毎年1回行う。ただし、会長が必要と認めるときは臨時行うことができる。

2 同一事由による再度の表彰は行わない。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、公益財団法人京都府スポーツ協会表彰について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成12年11月2日から施行する。

この規程は、公益財団法人京都府体育協会の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。